

1 幼稚園教育要領改訂の経過

(1) 改訂の経過

平成16～
17年度

平成18年～20年度

平成21年～24年度

平成25年度～

幼児教育の振興

中央教育審議会答申 (17.1)

- 幼児教育は、保育所等で行われる教育も含む幼児が生活するすべての場において行われる教育
- 家庭・地域社会・幼稚園等施設の三者による総合的な幼児教育の推進
- 発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実（幼小の連携・接続）

中央教育審議会幼児教育部会と社会保障審議会児童部会の合同の検討会議 (16.12)

- 親の就労事情等にかかわらず、幼児教育・保育の機会を提供することが基本

教育基本法の改正 (18.12)

- 「幼児期の教育」は、生涯における人格形成の基礎を培う重要なものであることを明記
- 幼稚園から大学までの体系的・組織的教育の確保

学校教育法の改正 (19.6)

- 子どもが最初に入学する学校として幼稚園を最初に規定
- 幼稚園は義務教育及びその後の基礎を培うものであることを明確化

幼稚園教育要領の改訂 (20.3)

- 幼稚園教育と小学校教育との連携・接続
- 家庭、地域との連携・支援（保育指針も幼稚園教育要領と整合性を図り改訂）

幼児期の教育と小学校の円滑な接続の在り方について（報告） (22.11)

- 子どもの発達や学びの連続性を保障するため、幼児期の教育と児童期の教育が円滑に接続し、体系的な教育が行われることが重要

第二期教育振興基本計画 (25.6閣議決定)

- 幼児教育の質の向上
- 質の高い幼児教育・保育の総合的提供等
- 幼児教育に係る教育費負担軽減

教育再生実行会議第五次提言（今後の学制等の在り方について） (26.7)

- 幼稚園教育の見直し、質の高い教職員確保、市町村の体制整備、幼児教育の無償化の段階的な推進など

幼稚園教育要領の改訂告示 (29.3)

経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006 (18.7)

- 幼児教育の将来の無償化について歳入改革にあわせて財源、制度

幼児教育の無償化について（中間報告） (21.5)

- 今後の幼児教育の振興方策に関する研究会

子ども・子育て支援3法案の成立 (24.8)

「幼児教育無償化」について (25.6)

- 幼児教育に関する関係僚・与者党実務者連絡会議

就園奨励費補助の対象拡充 (26.予算)

- 保育所と同様、生保の無償化、第2子は半額第3子以降は無償

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申） (28.12)

認定こども園制度の創設 (18.10)

- 親の就労にかかわらず、すべての子どもに質の高い幼児教育、保育、子育て総合的に提供

認定こども園制度の在り方に関する検討会 (21.3)

- 財政支援の充実及び二重行政の解消
- 保育制度改革の方向性を踏まえ、今後の制度的検討を推進

子ども・子育てビジョン (22.1)

- 幼児教育、保育の総合的な提供（幼保一体化）を含めて、子どもや子育て家庭の視点に立った制度改革を進める

子ども・子育て関連3法の成立 (24.8)

- ①子ども・子育て支援法
- ②認定こども園法の一部改正法
- ③関係法律の整備法

子ども・子育て会議の設置 (25.4)

- 子ども・子育て支援新制度の施行に向けて検討

幼保連携型認定こども園の認可基準

幼保連携型認定こども園教育・保育要領の策定 (26.4)

次世代育成支援改革

2 幼稚園教育要領改訂のポイント

(1) 構成の内容について

改訂前	改訂後
第1章 総則 第1 幼稚園教育の基本 第2 教育課程の編成 第3 教育課程に係る教育時間の終了後等を行う教育活動など	前文 第1章 総則 第1 幼稚園教育の基本 第2 幼稚園教育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」 第3 教育課程の役割と編成等 第4 指導計画の作成と幼児理解に基づいた評価 第5 特別な配慮を必要とする幼児への指導 第6 幼稚園運営上の留意事項 第7 教育課程に係る教育時間終了後等を行う教育活動など
第2章 ねらい及び内容 健康 人間関係 環境 言葉 表現	第2章 ねらい及び内容 健康 人間関係 環境 言葉 表現
第3章 指導計画及び教育課程に係る教育時間の終了後等を行う教育活動などの留意事項 第1 指導計画の作成に当たっての留意事項 1 一般的な留意事項 2 特に留意する事項 第2 教育課程に係る教育時間の終了後等を行う教育活動などの留意事項	第3章 教育課程に係る教育時間の終了後等を行う教育活動などの留意事項

基本原則を示す「総則」を抜本的に改善し、必要な事項を分かりやすく整理。

(2) 幼稚園教育要領の目指すもの 【前文に明記】

教育基本法との関連性

社会に開かれた教育課程の実現

一人ひとりの資質・能力を育てていくこと

小学校以降の教育や生涯にわたる学習とのつながりを見通すこと

(3) 改訂のポイント

① 総則

ア 幼稚園教育の基本

- 「環境を通して行う教育」を基本とする。
- 幼児期の教育における見方・考え方を明示する。
- 計画的な環境の構成に関連して教材を工夫することを明示する。

イ 幼稚園教育において育みたい資質・能力の明確化

ウ 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿の明確化

- 第2章のねらい及び内容に基づく活動全体を通して資質・能力が育まれている幼児の幼稚園修了時の具体的な姿として明確化し、幼児教育の学びの成果が小学校と共有されるよう工夫・改善を行う。

エ 教育課程の役割と編成等

- 各幼稚園においてカリキュラム・マネジメントの充実に努める。
- 教育課程編成の基本的な方針を家庭や地域と共有されるよう努める。
- 満3歳児が学年途中に入園することを考慮する。
- 幼稚園生活の安全面への配慮や工夫を行う。
- 幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続を図る。
- 教育課程を中心に、幼稚園の様々な計画を関連させ、一体的な教育活動が展開されるよう全体的な計画を作成する。

オ 指導計画の作成と幼児理解に基づいた評価

- 幼児の発達に即した主体的・対話的で深い学びが実現できるようにする。
- 幼児の発達を踏まえた言語環境を整え、言語活動の充実に努める。
- 遊びや生活の中で見通しをもったり、振り返ったりするよう工夫する。
- 幼児理解に基づいた評価を実施する。

カ 特別な配慮を必要とする幼児への指導

- 障がいのある幼児や海外から帰国した幼児など特別な配慮を必要とする幼児への指導にあたっては、個々の幼児の実態に応じ、指導内容等の工夫を組織的かつ計画的に行う。

サ 幼稚園運営上の留意事項

- 園長の方針の下に、園務分掌に基づき教職員が適切に役割を分担しつつ、相互に連携しながら、教育課程や指導の改善を図る。
- 幼稚園教育と小学校教育の円滑な接続のため、幼稚園の幼児と小学校の児童との交流の機会を積極的に設けるようにする。
- 障がいのある幼児児童生徒との交流及び共同の学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むよう努める。

② ねらい及び内容（各領域における主な改訂箇所（明示された事項））

ねらい： 幼稚園教育において育みたい資質・能力を幼児の生活する姿から捉えたもの

内容の取扱い： 幼児の発達を踏まえた指導を行うに当たって留意すべき事項

領域	ねらい	内容	内容の取扱い
健康	・見通しをもって行動する	・食べ物への興味や関心をもつ	・多様な動きを経験する中で、体の動きを調節するようにすること ・遊びを通して安全についての構えを身に付けること
人間関係	・工夫したり、協力したりして一緒に活動する楽しさを味わう		・諦めずにやり遂げることの達成感や、前向きな見通しをもつこと ・自分のよさや特徴に気付くようにすること
環境		・日常生活の中で、我が国や地域社会における様々な文化や伝統に親しむ	・正月や節句など我が国の伝統的な行事、国歌、唱歌、わらべうたや我が国の伝統的な遊びに親しんだり、異なる文化に触れる活動に親しんだりすることを通じて、社会とのつながりの意識や国際理解の意識の芽生えなどを養われるようにすること
言葉	・言葉に対する感覚を豊かにする		・幼児が生活の中で、言葉の響きやリズム、新しい言葉や表現などに触れ、これらを使う楽しさを味わえるようにする。その際、絵本や物語に親しんだり、言葉遊びなどをしたりすることを通して、言葉が豊かになるようにすること
表現			・豊かな感性を養う際に、風の音や雨の音、身近にある草や花の形や色など自然の中にある音、形、色などに気付くようにすること ・様々な素材や表現の仕方に親しんだりする

(4) 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項

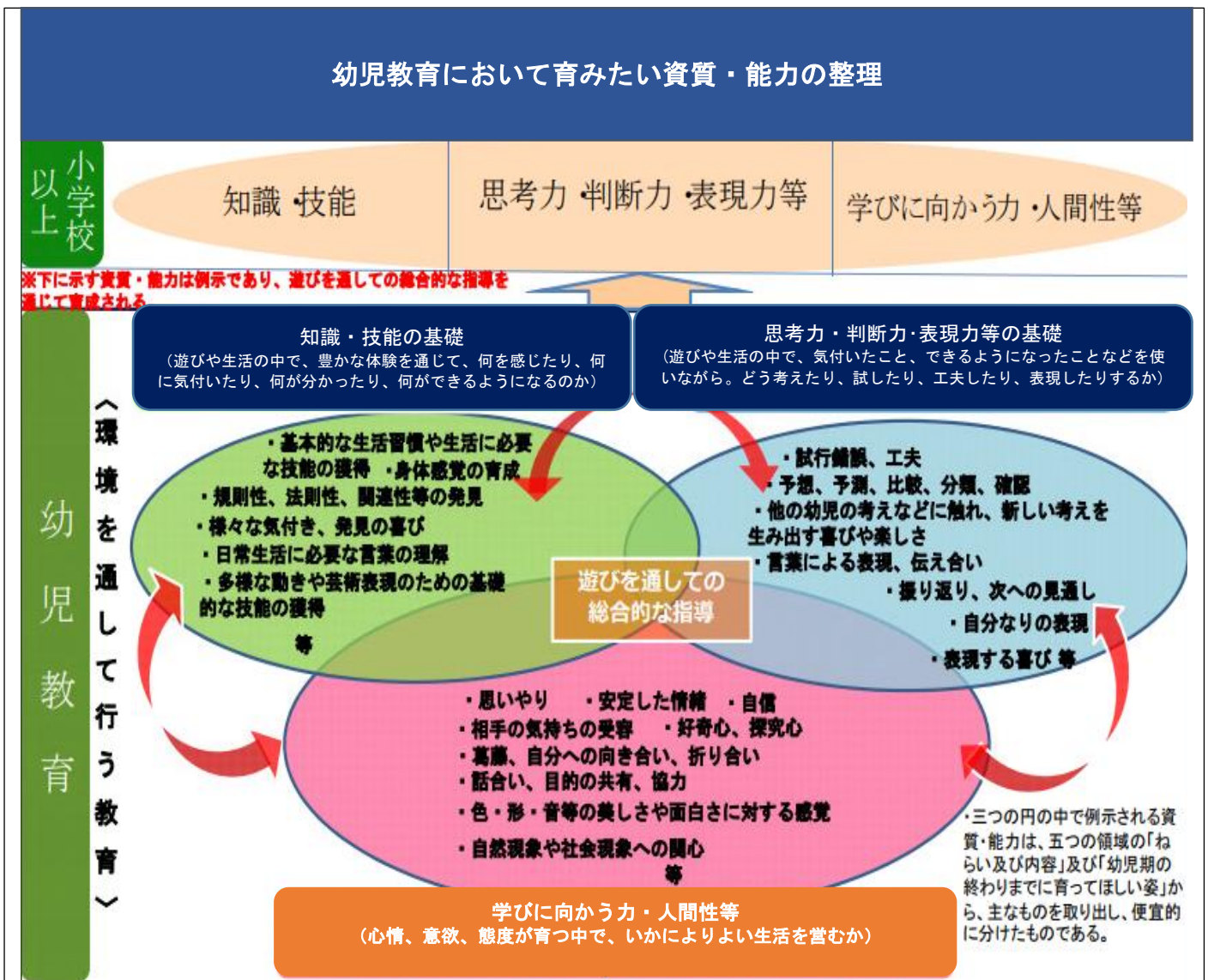
- ①教育課程に係る教育時間の終了後に行う教育活動の計画を作成する際、地域の人と連携するなど、地域の様々な資源を活用しつつ、多様な体験ができるようにすること。
- ②地域における幼児期の教育のセンターとしての役割を果たす際に、心理や保健の専門家、地域の子育て経験者等と連携・協働しながら取り組むこと。

3 幼稚園教育において育みたい資質・能力及び幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

(1) 幼稚園教育において育みたい資質・能力

幼児期に育みたい資質・能力は、小学校以降のようないわゆる教科指導で育むのではなく、幼児の自発的な活動である遊びや生活の中で、感性を働かせてよさや美しさを感じ取ったり、不思議さに気付いたり、できるようになったことなどを使いながら、試したり、いろいろな方法を工夫したりすることなどを通じて育むことが重要。

- 幼児期の特性を踏まえ、以下のように三つの柱に整理。
 - ① 豊かな体験を通じて、感じたり、気付いたり、分かたり、できるようになったりする **知識及び技能の基礎**
 - ② 気付いたことや、できるようになったことなどを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりする **思考力、判断力、表現力等の基礎**
 - ③ 心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとする **学びに向かう力、人間性等**
- これらは個別に取り出して身に付けさせるものではなく、遊びを通しての総合的な指導を行う中で、一体的に育んでいくことが重要。



※出典＜中央教育審議会 答申より＞

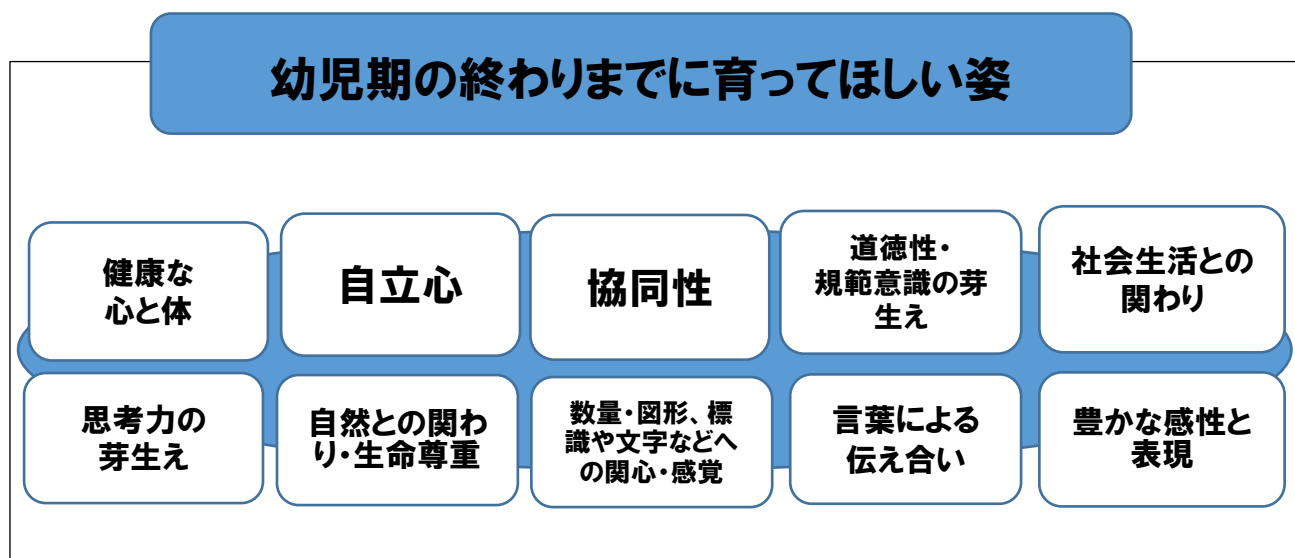
(2) 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

平成22年11月に「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方に関する調査研究協力者会議」から「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について（報告）」が出された。その中には次のような記述がある。

「(前略) 児童期については小学校学習指導要領において育つべき具体的な姿が示されているのに対し、幼児期については幼稚園教育要領や保育所保育指針からは具体的な姿が見えにくいという指摘がある。

幼児期の発達を踏まえれば、幼児期の教育において、学年ごとに到達すべき目標を一律に設定することは適切とはいえないが、各幼稚園、保育所、認定こども園においては、幼児の発達や学びの個人差に留意しつつ、幼児期の終わりまでに育ってほしい幼児の姿を具体的にイメージして、日々の教育を行っていく必要がある。また、各小学校においては、各幼稚園、保育所、認定こども園と情報を共有し、幼児期の終わりの姿を理解した上で、幼小接続の具体の取組を進めていくことが求められる。」

このような議論を受け、今回の改訂では「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の明確化が図られ、以下の10の項目にまとめられた。



※出典＜中央説明会 資料より＞

4 教育課程の編成

(1) 教育課程の役割

＜改訂のポイントとして、強調されたこと＞

- 全体的な計画に留意しながら、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえて編成すること。
- 教育課程の実施状況を評価してその改善を図ること。
- 教育課程の実施に必要な人的または物的な体制を確保するとともにその改善を図ること。
- 質の向上を図ること。
- 「カリキュラム・マネジメント」に努めること。
- 幼稚園教育において育みたい資質・能力を踏まえつつ、各幼稚園の教育目標を明確にすること。
- 基本的な方針が家庭や地域とも共有されるよう努めること。

(2) 指導計画の作成上の留意事項

- 発達を見通した年、学期、月にわたる長期の指導計画や週、日などの短期の指導計画を作成し、適切な指導が行われるようにすること。
- 幼児の発達に即して、主体的・対話的で深い学びの実現を図ること。
- 幼児の発達を踏まえた言語環境を整え、言語活動の充実を図ること。
- 幼児の実態を踏まえながら、見通しをもったり、振り返ったりするよう工夫すること。
- 行事の指導に当たっては、幼児が主体的に活動でき、その教育的価値を十分に検討すること。
- 幼児期は直接体験が重要であることを踏まえ、情報機器を活用する際には、幼児の体験との関連を考慮すること。
- 教師は様々な役割を果たし、幼児の発達に必要な豊かな経験が得られるよう、活動の場面に応じて、適切な指導を行うようにすること。
- 幼児の行う活動は、多様に展開されることを踏まえ、幼稚園全体の教師による協力体制を作り、適切な援助を行うようにすること。
- 安全面に配慮すること。
 - ・災害対策や不審者対応を講じ、日頃から訓練を行い、危機管理マニュアルを作成し共通理解すると共に、常に見直し改善を図ること。
 - ・教育活動（特にプール活動・水遊び）を行う場合は、未然に事故を防ぐように努め、緊急時に備え、日常的に訓練しておくこと。
 - ・食物アレルギーについては、職員間で共通理解し、医療機関とも連携を図り、症状を最小限にとどめるようにすること。

5 幼児理解に基づいた評価

- (1) 指導の過程を振り返りながら幼児の理解を進め、幼児一人ひとりのよさや可能性などを把握し、指導の改善に生かすようにすること。その際、他の幼児との比較や一定の基準に対する達成度についての評価によって捉えるものではないことに留意すること。(評価の実施)
- (2) 評価の妥当性や信頼性が高められるよう創意工夫を行い、組織的かつ計画的な取組を推進するとともに、次年度又は小学校等にその内容が適切に引き継がれるようにすること。(評価の妥当性や信頼性の確保) ＜幼稚園教育要領 総則より＞

- 指導の過程を振り返りながら、幼児がどのような姿を見せていたか、どのように変容しているか、そのような姿が生み出されてきた状況はどのようなものであったかといった点から幼児の理解を進め、幼児一人ひとりのよさや可能性、特徴的な姿や伸びつつあるものなどを把握すること。
- 他の幼児との比較や一定の基準に対する達成度についての評価によって捉えるものではないことに留意すること。
- それぞれの判断の根拠となっている考え方を突き合わせながら同じ幼児のよさを捉えるなど、より多面的に幼児を捉える工夫をするとともに、評価に関する園内研修を通じて、幼稚園全体で計画的かつ組織的に取り組むこと。

6 特別な配慮を必要とする幼児への指導

(1)障がいのある幼児などへの指導

集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことに配慮し、特別支援学校などの助言又は援助を活用しつつ、個々の幼児の障がいの状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。また、家庭、地域及び医療や福祉、保健等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で幼児への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、個々の幼児の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。

(2)海外から帰国した幼児等の園生活への適応や日本語指導

- ・個々の幼児の園生活への適応と外国における経験をいかした指導をすること。
- ・日本語の習得に困難のある幼児への指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

7 小学校教育との接続に当たっての留意事項

- (1) 幼稚園においては、幼稚園教育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにするものとする。
- (2) 幼稚園教育において育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会などを設け、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなど連携を図り、幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続を図るよう努めるものとする。
- ＜幼稚園教育要領 総則より＞

- 幼稚園と小学校では、子どもの生活や教育方法が異なることから、子どもの発達と学びの連続性の確保のため、「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」を手がかりに、幼児期から児童期への発達の流れを理解すること。
- 子どもの発達を長期的な視点で捉え、互いの教育内容や指導方法の違いや共通点について理解を深めること。
- 幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続を図るため、小学校教師との意見交換や合同の研究会や研修会、保育参観や授業参観などの連携を図ることが大切。その際、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有して意見交換を行ったり、事例を持ち寄って話し合ったりしてお互いを理解しあうこと。

Q1 幼稚園教育において、「社会に開かれた教育課程」の実現をどのように捉えたらよいですか。

教育課程を通して、これからの時代に求められる教育を実現していくためには、幼児期にふさわしい生活をどのように展開し、どのような資質・能力を育むようにするのかを教育課程において明確にしながら、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有することが求められています。幼児や地域の現状や課題をふまえ、家庭や地域社会との連携・協働によりその実現を図っていくことが大切です。

Q2 教育課程の役割と編成において「カリキュラム・マネジメント」の充実とありますが、具体的にどのようなことをすればよいのでしょうか。

幼稚園教育を園全体として進めていくにあたり、基本となるのは、教育課程です。そして教育課程のもとに日々の保育の指導計画があります。この従来から行っているカリキュラムをより意識的、自覚的に、かつ園長を中心とした園の体制で行っていきます。幼稚園では、質の高い幼児教育を提供していくためにどうしていくのかという視点から教育課程の中だけでなく、教育課程の時間以外の部分も含めた全体計画そのものを見直していく必要があります。その時に、園長のリーダーシップのもと、全教職員によるチームとしての協力体制を作っていくことが大切です。

Q3 小学校新学習指導要領に幼稚園との連携について、どのように位置付けられていますか。

小学校学習指導要領には、幼稚園教育との接続について次のように明記されています。

第1章 総則

第3 教育課程の役割と編成等

4 学校段階等間の接続

教育課程の編成に当たっては、次の事項に配慮しながら、学校段階等間の接続を図るものとする。

- (1) 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた指導を工夫することにより、幼稚園教育要領等に基づく幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を踏まえて教育活動を実施し、児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことが可能となるようにすること。

小学校学習指導要領では、生活科を中心としたスタートカリキュラムが位置づけられており、同解説では、小学校低学年は、幼児教育で身につけたことを生かしながら教科等の学びにつなぎ、子どもたちの資質・能力を伸ばしていく時期であるとしています。

そこで、小学校においては、合科的・関連的な指導や短時間での学習などを含む授業時間や指導の工夫、環境構成等の工夫を行いながら、幼児期に総合的に育まれた資質・能力や子どもたちの成長を、各教科等の特質に応じた学びにつなげていくことが大切です。